

## 令和3年度定時社員総会 規約委員会報告

担当理事：滝 智彦 副担当理事：米田 光宏  
委員長：工藤 寿子 副委員長：佐藤 篤  
委員：田中 文子、土屋 邦彦

規約委員会は、評議員等資格審査委員会から評議員資格更新要件改定の提案を受け、以下の点について、委員会内で審議を実施。

- 1) 評議員の資格更新（第2条）
- 2) 附則11の追加

### 評議員の資格更新についての定款施行細則改正案

現 行	改 正 案
<p>(評議員の資格更新)</p> <p>第2条 2期を越えて評議員の再任を希望するものは、以下に定められた条件をすべて備えてなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会に出席していること</li><li>2) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会で発表していること（共同演者可）</li></ol>	<p>(評議員の資格更新)</p> <p>第2条 2期を越えて評議員の再任を希望するものは、以下に定められた条件をすべて備えてなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会に出席していること</li><li>2) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会で発表していること（共同演者可）</li></ol> <p>2. 前項の条件を満たすことができないものが2期を越えて評議員の再任を希望する場合は、次の1) 2) または1) 3) または1) 4) のいずれかの条件をすべて備えてなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会に出席していること、または、1回の本学会の学術集会への出席と1回以上の別に定める関連学会の学術集会に出席していること</li><li>2) 評議員任期2期4年間で、1回の本学会の学術集会での発表と1回以上の別に定める関連学会の学術集会での小児血液・がん領</li></ol>

<p>。</p> <p>&lt;附則&gt;</p> <p>1. 理事長、理事及び監事の選出方法については、別に定める投票要領に従って行う。</p> <p>10. 令和2年度に就任した常設委員会および疾患小委員会委員の任期を令和2年6月28日から令和4年度学術集会時の臨時総会終了日までとする。</p> <p>この定款施行細則は平成27年11月2日より施行する。</p> <p>この定款施行細則は令和2年11月19日より改正する。</p>	<p>域についての発表をしていること（共同演者可）</p> <p>3) 評議員任期2期4年間で、2回以上別に定める関連学会の学術集会で小児血液・がん領域についての発表をしていること（共同演者可）</p> <p>4) 評議員任期2期4年間で、本学会への顕著な貢献が認められるもの</p> <p>3. 前項の条件で評議員の再任を希望するものの適格性と妥当性の審査は評議員等資格審査委員会が行い、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>&lt;附則&gt;</p> <p>1. 理事長、理事及び監事の選出方法については、別に定める投票要領に従って行う。</p> <p>10. 令和2年度に就任した常設委員会および疾患小委員会委員の任期を令和2年6月28日から令和4年度学術集会時の臨時総会終了日までとする。</p> <p><u>11. 第2条第2項第3項による評議員の資格更新は令和3年度より実施する。</u></p> <p>この定款施行細則は平成27年11月2日より施行する。</p> <p>この定款施行細則は令和2年11月19日より改正する。</p> <p><u>この定款施行細則は令和3年5月28日より改正する。</u></p>
---	--

以上